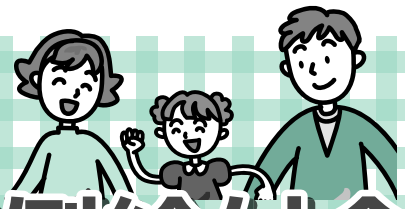


臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金



■朝霞市役所

- 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム(市役所4階)
- ☎463-8673

■厚生労働省の相談窓口

- 専用ダイヤル ☎0570-037-192
- 受付時間 平日：午前9時～午後6時

現在、市では臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給に向けた準備を進めています。

1 臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

支給要件

■支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が朝霞市にある方で、平成26年度の市民税(均等割)が課税されない方
ただし、市民税(均等割)が課税される方の扶養親族等(※)の場合や生活保護制度の被保護者などの場合は対象外です。

(※)扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

■支給額

支給対象者1人につき1万円

なお、次のいずれかの年金や手当などを受給している方は、5,000円が加算されます。

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など
- ②児童扶養手当
- ③特別児童扶養手当
- ④障害児福祉手当
- ⑤特別障害者手当
- ⑥経過的福祉手当
- ⑦原爆被爆者諸手当
- ⑧毒ガス障害者対策手当
- ⑨ガス障害者対策手当
- ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付または生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付

※①の基礎年金などについては、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※②～⑫の手当などについては、平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

<注意点>

- ・加算措置の対象となる年金、手当などを複数受給している場合でも、加算額は支給対象者1人につき5,000円となります。
- ・加算措置の対象となる年金、手当などの裁定等の請求が可能で、まだ行ってない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行う必要があります。

■申請方法

■申請先：朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム

■申請期間：決まりしだい広報あさかや市ホームページなどでお知らせします。

■提出書類：申請書、本人確認書類、指定した口座が確認できる書類、手当などの受給状況がわかる書類(※加算措置の対象者のみ)

■給付金の受取方法

原則、申請書に記載した指定口座に入金されます。



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 Q & A

Q1 平成26年1月2日以降に朝霞市へ引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、平成26年1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q2 平成26年1月1日以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象となりますか？

[臨時福祉給付金]

平成26年1月1日に生まれた方は給付金の対象となりますが、平成26年1月2日以降に生まれた方は対象となりません。また、平成26年1月1日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も給付金の対象となりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

平成26年1月1日に生まれた児童で平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっている場合は給付金の対象児童となりますが、平成26年1月2日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、平成26年1月1日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も給付金の対象児童となりません。

Q3 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、両方受け取れますか？

臨時福祉給付金の対象となる児童は、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童となりませんので、給付金を両方受け取ることはできません。

2 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

支給要件

支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月1日時点で住民票が朝霞市にあり、平成26年1月分の児童手当・特例給付(*)を受給していること
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること

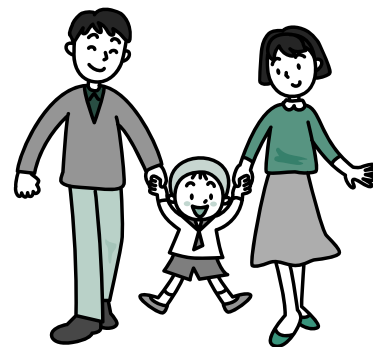
(*) 特例給付とは、所得制限限度額を超え、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

【児童手当 所得制限限度額】

扶養親族(*)の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

(*) 扶養親族とは、税法上の控除対象配偶者および扶養親族をいいます。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
なお、医療費控除などを受けた場合は、所得から控除できます。



対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となっている児童
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外です。

<注意点>

上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます。

支給額

対象児童1人につき1万円

申請方法

申請先：朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム

<公務員の方は？>

職場から児童手当を受給している公務員の方も、子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村へ申請することになります。申請書や公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書などは、職場から交付されますので、申請開始時期まで大切に保管していただき、申請先の市区町村へ提出してください。

申請期間：決まりしだい広報あさかや市ホームページなどでお知らせします。

提出書類：申請書、支給対象者の本人確認書類(*1)、指定した口座が確認できる書類(*1)、公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書など(*2)、対象児童の在留カードなどの写し(*3)

(*1) 公務員の方およびそれ以外の方で児童手当の振込口座と異なる口座（支給対象者の口座に限る）を指定する方

(*2) 公務員の方のみ (*3) 対象児童が外国人の方のみ

給付金の受取方法

原則、児童手当の振込口座または申請書に記載した指定口座に入金されます。

配偶者からの暴力を理由に避難している方への対応について

配偶者からの暴力を理由に避難していて、事情により、平成26年1月1日時点で住民票を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、住民票のある市区町村ではなく、実際にお住まいの市区町村で臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給申請をすることができます。

なお、実際にお住まいの市区町村で支給申請をするためには、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出を事前に行う必要があります。

詳しくは、臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チームにお尋ねください。

「振り込め詐欺」にご注意ください。

市や厚生労働省などの職員がATM（銀行、コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関して、これらの疑いのある電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や朝霞警察署（または警察相談専用電話）にご連絡ください。

朝霞警察署 ☎465-0110

警察相談専用電話 #9110